第22回

定時株主総会招集ご通知



日時

2022年10月27日(木曜日) 午前10時(午前9時30分開場)

場所

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ4階 渋谷ソラスタコンファレンス4D

目 次

第22回定時株	主総会招集ご通知 3
株主総会参考	書類7
第1号議案	定款一部変更の件
第2号議案	取締役6名選任の件
第3号議案	社外取締役の報酬額の改定の件
第4号議案	監査役の報酬額の改定の件
第5号議案	取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の
	18
	44
監査報告書 …	47

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、健康状態に関わらず当日のご出席をお控えいただくようお願い申しあげます。また、今後の感染拡大の状況等により、開催場所や対応内容の変更をする場合がございますので、当社ウェブサイトをご確認賜りますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席の株主の皆様へお土産・お飲み物のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使について

株主総会に当日ご出席いただけない場合は、同封の議決権行使書用 紙のご返送又はインターネットにより議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。



インターネット 郵送

行使期限:2022年10月26日(水曜日)午後7時00分

株式会社はてな

証券コード:3930

株主・投資家の皆様へ

株主の皆様には、平素より温かいご支援を賜り、厚く御礼申しあげます。

また、新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた方々に、謹んでお見舞い申しあげますとともに、医療関係者をはじめ、社会を支えてくださる方々に深く感謝申しあげます。

株式会社はてなは、2001年の創業以来、時をかけてしっかりと企業とサービスを育て、一歩一歩と着実に成長をしてまいりました。幸いにも多くの人気サービスに恵まれ、数多くのユーザーやお取引の皆様にご贔屓いただいております。今後とも、株主の皆様や関係するすべての皆様のご期待やご支援に応えられますよう、一層の業績成長に努めてまいります。

未来の成長に向けた戦略的投資を強化

持続的成長を見据えた戦略的投資を強化してまいります。サーバー監視サービス「Mackerel(マカレル)」やマンガビューワ「GigaViewer」への技術投資、「はてなブログ Media」等のコンテンツマーケティングサービスの営業人員強化や、コンテンツプラットフォームサービスにおけるテクノロジー基盤への投資、サービス開発の制作人員強化など、各有力分野で未来成長を意識した攻めの重点投資を実施いたします。

「より豊かなインターネット社会」を実現したい

当社は「インターネットテクノロジーカンパニー」として高い技術力をもった人材を豊富に抱え、数多くのサービスを世に送り出してきました。これからも技術力の向上や活用に一層注力し、便利で質の高いインターネットサービスを提供してまいります。また、当社が提供するサービスを通じて、質の高いインターネットコンテンツの発信や伝播を支援しています。楽しく役に立つコンテンツが増え、手に届きやすくすることで「より豊かなインターネット社会」を実現してまいります。

代表取締役社長 栗柄義臣

当社の新型コロナウイルス感染拡大防止への対応

- ◎株主総会へのご出席について
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の状況にご留意いただき、健康状態によらず、本年は株主総会へのご来場を見合わせることをご検討くださいますよう、お願い申しあげます。
- ・議決権行使は、書面またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申しあげます。
- ・特に、感染による影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠をされている 方、ご心配ご不安のある方は、無理をなさらず、ご出席を見合わせることをご検討ください。
- ◎事前質問の受付について
- ・インターネットによる事前質問を受け付けております。以下、当社ウェブサイトの株主様ご質問受付ご案内ページより、必要事項及び質問事項をご入力ください。皆様のご関心が高い事項につきましては、株主総会当日にご説明し、後日、当社ウェブサイトにて掲載させていただく予定ですが、個別のご回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。なお、動議の提出はできません。
- ・受付期間:2022年10月19日(水曜日)まで
- ・アクセスURL: https://hatena.co.jp/ir/meeting
- ◎株主総会会場での対応について
- ・ご来場の際には、感染予防のためマスクの着用をお願い申しあげます。また、当社役員、スタッフにつきましても、全員がマスク着用にて対応させていただく予定としております。なお、議長及び議長より指名を受けた答弁者については、演台にアクリル板を設置したうえで、マスクを外して議事運営及びご回答をさせていただきます。
- ・ご来場の株主様には、感染予防措置として受付前の検温やアルコール消毒等をお願いしております。なお、体調不良が見受けられる株主様には、入場をお断りする場合がありますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申しあげます。また、入場後に体調不良が見受けられた場合には、途中退場をお願いする場合がございます。
- ・体調が悪化し、ご気分が優れなくなった等の場合は、速やかに受付スタッフにお申し出ください。
- ・株主総会当日に、お土産の配布は行っておりません。また、例年ご用意させていただいておりますお飲み物の提供を中止することを決定しました。何卒、ご理解いただきますようお願い申しあげます。
- ◎株主総会会場の座席について
- ・通常の配置より間隔をあけた座席配置を予定しております。万が一、定員以上になった場合は、入場をお断りいたしますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申しあげます。
- ◎株主総会の議事進行について
- ・本総会においては、感染防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監 育報告を含みます。)の一部説明は省略させていただきます。
- ・当日は、目的事項に関するご質問以外はご遠慮いただきますようお願い申しあげます。 なお、総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表内容等によって、新たな措置を講じるなど 株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。 当社ウェブサイト(https://hatena.co.jp/ir/meeting)

株主各位

東京都港区南青山六丁目5番55号株式 会社はてな 代表取締役社長栗 柄 義 臣

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、可能な限り株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申しあげます。また、感染拡大防止のため、座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が例年より減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。書面またはインターネットにより議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年10月26日(水曜日)午後7時までに郵送またはインターネットにより議決権行使いただくようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2022年10月27日 (木曜日) 午前10時 (午前9時30分開場)

3. 目的事項

報告事項 第22期(2021年8月1日から2022年7月31日まで)

事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役6名選任の件

第3号議案 社外取締役の報酬額の改定の件

第4号議案 監査役の報酬額の改定の件

第5号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

以上

[◎]当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、代理人による出席の場合は、代理権を証明する書類を議決権行使書用紙とともに会場受付へご提出ください。なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様 1 名限りとさせていただきます。

- ◎インターネットによる事前質問を受け付けております。以下、当社ウェブサイトの株主様ご質問受付ご案内ページより、必要事項及び質問事項をご入力ください。皆様のご関心が高い事項につきましては、株主総会当日にご説明し、後日、当社ウェブサイトにて掲載させていただく予定ですが、個別のご回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。なお、動議の提出はできません。
 - ・受付期間:2022年10月19日(水曜日)まで
- ・アクセスURL: https://hatena.co.jp/ir/meeting
- ◎お土産・お飲み物のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(https://hatena.co.jp/ir/meeting)に掲載しておりますので、本招集ご通知及び提供書面には記載しておりません。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (https://hatena.co.jp/ir/meeting)に掲載させていただきます。
- ◎新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト(https://hatena.co.jp/ir/meeting)にてお知らせいたします。

議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

事前に議決権行使をいただく場合

書面によるご行使

行使期限

2022年10月26日(水曜日) 午後7時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛 否をご表示いただき、行使期限までに当社 株主名簿管理人に到着するようご返送くだ さい。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2022年10月26日(水曜日) 午後7時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

インターネットによるご行使

行使期限

2022年10月26日(水曜日) 午後7時行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、 **議決権行使ウェブサイト**

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に 記載の議決権行使コード及びパスワードを ご利用のうえ、画面の案内に従って議案に 対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ 出席



株主総会 開催日時

2022年10月27日(木曜日)午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。 開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い 申し上げます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。株主名簿管理人 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

図 0120-768-524 (年末年始を除く9:00~21:00)



、 「スマート行使」によるご行使



2 議決権行使 ウェブサイト を開く 表示されたURLを開くと 議決権行使ウェブサイト画面が 開きます。 議決権行使方法は2つあります。



3 各議案について 個別に指示する



画面の案内に従って各議案の 賛否をご入力ください。



ー度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード * を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の[議決権行使コード]fパスワード]をご入力いただく必要があります(fソコンから、議決権行使ウェブサイト https://soukai.mizuho-tb. co.jp/ へ直接アクセスして行使いただくことも可能です。)。

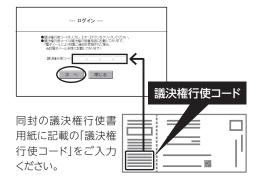
____ インターネットによるご行使

● 議決権行使ウェブサイトヘアクセスする

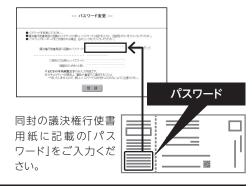
https://soukai.mizuho-tb.co.jp/



2 ログインする



3 パスワードを入力する



以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

- ※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

мили этинини 18:3

スマート行使*

0000株式会社

20XX年 12月 20日開催 第〇〇四 定時株主総会

4 すべての会社提案議案

について「替成」する

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

本総会終結の時をもって、当社定款を下記のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし 提供) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総 会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計 算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情 報を、法務省令に定めるところに従いインタ ーネットを利用する方法で開示することによ り、株主に対して提供したものとみなすこと ができる。	(削除)
(新設)	(電子提供措置等) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(新設)	附則 (電子提供措置等に関する経過措置) 第1条. 2022年9月1日から6か月以内の日を株主 総会の日とする株主総会については、変更前 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有 する。 2 本附則は、2022年9月1日から6か月を経 過した日又は前項の株主総会の日から3か月 を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削 除する。

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって現取締役6名全員が任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏名		現在の当社における 地位および担当	取締役会 出席回数
1	栗栖義臣	再任	代表取締役社長	19回/19回 (100%)
2	大西康裕	再任	取締役 組織・基盤開発本部長	19回/19回 (100%)
3	t なか みつ き 田 中 慎 樹	再任	取締役 コーポレート本部長	19回/19回 (100%)
4	毛 利 裕 二	再任	取締役	19回/19回 (100%)
5	近藤淳也	再任	取締役	19回/19回 (100%)
6	リチャード・チェン	再任 社外 独立	取締役	19回/19回 (100%)

候 補 者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当 社 の 株式の数
1	くりすよしぉみ 栗 栖 義 臣 (1978年3月6日)	2002年4月TIS株式会社入社2008年10月当社入社2012年7月当社 第4グループプロデューサー2013年8月当社 第2サービス開発本部長2014年2月当社 サービス開発本部長2014年7月当社 取締役2014年8月当社 代表取締役社長(現任)	70,000株
	再任	【取締役候補者とした理由】 栗栖義臣氏は、2014年7月に取締役就任以来、開発さ 社経営全般を熟知するとともに、豊富な業務知識と経験 に職務を遂行していることから、当社取締役として適任 し、取締役候補者としております。	食を有し、適切
2	ぉぉにしゃすひろ 大 西 康 裕 (1975年7月24日) _{再任}	2001年 9 月 当社入社 2006年 6 月 当社 チーフエンジニア 2011年 7 月 当社 はてなブログディレクター 2013年 2 月 当社 第5グループプロデューサー 2014年 8 月 当社 執行役員 サービス開発本部長 2016年 8 月 当社 執行役員 サービス・システム 開発本部長 2020年10月 当社 取締役 サービス・システム開発本部長 2022年 5 月 当社 取締役 組織・基盤開発本部長 (現任)	12,300株
		【取締役候補者とした理由】 大西康裕氏は、2001年9月に入社以来、開発部門をを熟知するとともに、豊富な業務知識と経験を有し、通行していることから、当社取締役として適任であると判候補者としております。	適切に職務を執

候 補 者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当 社 の 株式の数
3	た な か み つ き 田 中 慎 樹 (1974年10月17日)	2000年6月 アンダーセンコンサルティング株式会社(現:アクセンチュア株式会社入社) 2004年5月 当社入社 2009年12月 当社 執行役員 2017年8月 当社 執行役員 コーポレート本部長 2020年10月 当社 取締役 コーポレート本部長 (現任)	39,500株
	再任	【取締役候補者とした理由】 田中慎樹氏は、2004年5月に入社以来、管理部門をでを熟知するとともに、豊富な業務知識と経験を有し、通行していることから、当社取締役として適任であると半候補者としております。	適切に職務を執
4	も う り ゅ う じ 毛 利 裕 二 (1968年8月24日) _{再任}	1996年 3 月 株式会社ユー・エス・エデュケーション・ネットワーク (現:株式会社アビタス) 入社 1998年 4 月 同社 取締役 2000年 1 月 株式会社キャリアアクセス 取締役 2001年11月 株式会社オプティマ 取締役 2007年 4 月 株式会社アイレップ 執行役員 2007年10月 株式会社あいけあ 取締役 2010年10月 当社入社 2010年11月 当社 取締役 ビジネス開発本部長 2011年 2 月 当社 取締役副社長 ビジネス開発本部長 2014年 8 月 当社 取締役 ビジネス開発本部長	100株
		毛利裕二氏は、2010年11月に取締役就任以来、営業当社経営全般を熟知するとともに、豊富な業務知識と総社副社長経験者として、大局的な経営戦略的アドバイスとが期待できることから、当社取締役として適任である締役候補者としております。	経験を有し、当 スを提供するこ

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当 社 の 株式の数
5	こんどうじゅんや 近 藤 淳 也	2001年7月 有限会社はてな (現: 当社) 設立 2004年2月 当社 代表取締役社長 2014年8月 当社 代表取締役会長 2017年10月 株式会社OND 代表取締役社長 (現 任) 2017年10月 当社 非常勤取締役 (現任)	973,274株
	(1975年11月2日)	【取締役候補者とした理由】 近藤淳也氏は、当社創業以来、開発部門を中心に当社知するとともに、豊富な業務知識と経験を有し、当社社て、大局的な経営戦略的アドバイスを提供していること締役として適任であると判断し、取締役候補者としており	±長経験者とし こから、当社取
6	リチャード・チェン (1969年6月1日)	1992年 1 月 Barclays Global Investors マーケティング・ストラテジスト 1999年 7 月 オプトメール株式会社 代表取締役社長 2002年 8 月 Google Inc. シニアビジネスプロダクトマネージャー 2007年 5 月 カリフォルニア大学バークレー校財団理事 2010年 6 月 AngelPad メンター 2011年 7 月 当社 取締役 (現任)	6,900株
	再任 社外 独立	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 リチャード・チェン氏は、社外取締役候補者でありま 月に社外取締役就任以来、当社の経営に有用な意見をし ものと判断しております。また、スタートアップ企業に としての経験、大手IT企業でのプロダクトマネージャーと 知識などを基盤に、他社においても幅広い経営助言経験 の経営にも適切に助言いただけるものと期待し、社外取 しております。	いただいている における経営者 としての豊富な 食を有し、当社

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. リチャード・チェン氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年3ヵ月となります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
 - 3. 現在、当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定により、リチャード・チェン氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、本議案が承認可決され、同氏の再任が承認された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。
 - 4. 当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮防止のため、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2023年2月更新の予定です。本議案にお諮りする取締役の各候補者については、既に当該保険契約の被保険者となっております。また、本議案にて各候補者が取締役に選任された場合には、全員が当該保険契約の被保険者になる予定であります。

【保険契約の内容】

- ① 被保険者の実質的な保険料負担割合 保険料は、特約部分も含め、会社負担であり、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- ② 填補の対象となる保険事故の概要 被保険者が負担することとなる会社の役員等としての業務につき行った行為、または不作為に起因して、株主または第三者から損害賠償請求されたことによる損害を、当該保険契約により填補することとしております。

第3号議案 社外取締役の報酬額の改定の件

当社取締役報酬は、2014年10月29日開催の第14回定時株主総会において、年額1億3,000万円以内(うち社外取締役分は年額400万円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と決議いただき今日に至っておりますが、コーポレート・ガバナンスの一層の強化の観点から、社外取締役に求められる役割や責務が増大していると判断し、取締役の報酬額(年額1億3,000万円以内)は変更せず、社外取締役分の報酬額のみを増額し、年額1,000万円以内に改定させていただきたいと存じます。

当社の事業規模、役員報酬体系やその支給基準、現在の取締役の員数及び今後の動向等を総合的に判断し、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、現在取締役の員数は6名(うち社外取締役1名)であり、第2号議案が原案通り承認可決されましても、取締役の員数に変更はありません。

第4号議案 監査役の報酬額の改定の件

当社監査役報酬は、2013年10月30日開催の第13回定時株主総会において、年額1,400万円 以内(うち社外監査役分は400万円以内)と決議いただき今日に至っております。

取締役会における監査役からの適切な意見具申や、監査役による積極的かつ能動的な監査機能の発揮等、監査役に求められる役割も、より複雑かつ重要になってきた状況に鑑み、監査役の報酬額を年額2,000万円以内(うち社外監査役分は700万円以内)に改定させていただきたいと存じます。

なお、現在監査役の員数は3名(うち社外監査役2名)であり、本定時株主総会終了後も監査 役の員数に変更はありません。

第5号議案 取締役(社外取締役は除く。)に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

当社の取締役の報酬額は、2014年10月29日開催の当社第14回定時株主総会において、年額1億3,000万円以内(うち社外取締役分は年額400万円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と決議いただき今日に至っておりますが、第3号議案「社外取締役の報酬額の改定の件」が原案通り承認可決されますと、年額1億3,000万円以内(うち社外取締役分は年額1,000万円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)となります。

今般、当社は、当社の取締役(社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式(以下、「譲渡制限付株式」という。)を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額2,000万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.30%程度(10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は3.05%程度)と希薄化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役は6名(うち社外取締役1名)であり、第2号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に

特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に 定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数9,200株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、3年以上で当社取締役会が定める期間(以下、「譲渡制限期間」という。)、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない(以下、「譲渡制限」という。)。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に 到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに、当社の取締役を退任した場合又は譲渡制限 期間中、当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、 当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において、下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に 到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあり、かつ、譲渡制 限期間中、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、本 割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに、当社の取締役を退任した場合又は譲渡制限期間中、当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が、当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて、合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお 譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員及び従業員に対し、割り当てる予定です。

以上

(提供書面)

事 業 報 告

(2021年8月1日から) 2022年7月31日まで)

1. 会社の現況

- (1) 当事業年度の事業の状況
 - ① 事業の経過及び成果

売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
30.6 億円	3.2 億円	3.4 億円	2.4 億円

【我が国経済と当社を取り巻く事業環境の概況】

当事業年度における我が国経済は、内閣府の2022年8月の月例経済報告によると、「景気は、緩やかに持ち直している」とされております。先行きについては、「感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等を背景とした海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇による家計や企業への影響や供給面での制約等に十分注意する必要がある。」とされております。

UGCサービス事業(注1)を展開するインターネット関連業界におきましては、『消費動向調査(令和4(2022)年3月実施分)』(内閣府経済社会総合研究所)によりますと、スマートフォン世帯普及率は91.9%(前年比3.0ポイント増)と普及が進んでおり、今後もスマートフォン市場は緩やかに拡大していくものと予測されます。

また、2022年8月に総務省情報通信政策研究所が公表した『令和3年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書』によりますと、「インターネット利用の平均利用時間が、各年代では平日は10代、休日は10代及び50代を除き増加または横ばい。特に、20代の平均利用時間が長い傾向」、「スマートフォンの利用率は全年代で95.3%となり、平成24年の調査開始以降、一貫して増加。年代別には、10代から50代で90%を超過し、60代で85%を超過している」とされており、インターネットの情報通信メディアとしての存在がテレビと肩を並べ、今後もスマートフォンなどの機器の保有・利用により、インターネットを取り巻くマーケットサイズは拡大していくものと予測しております。

さらに、『2021年 日本の広告費』(㈱電通)によりますと、「日本の総広告費は6兆

7,998億円となり、前年比110.4%となった。これは、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の拡大や、社会のデジタル化の加速によるインターネット広告費の更なる成長、東京五輪の開催などの影響を受け、前年のマイナス成長より一転、プラス成長となった」とされております。インターネット広告費は伸長傾向にあり、各種イベントや広告販促キャンペーンの復調傾向が見受けられます。また、2022年のインターネット広告媒体費は、前年比115.0%になると予測されるなど、市場環境は緩やかに回復することが望めるものと予測しております。

このような事業環境のもと、当社におきましては、自社で開発したユーザー参加型サービス群を「コンテンツプラットフォームサービス」と位置付け、その運営を通して培われた技術力やユーザーコミュニティを活かし、法人顧客向けに「コンテンツマーケティングサービス」、「テクノロジーソリューションサービス」をサービス領域として提供しております。市場環境の変化や、それに伴う経済的予測等を鑑み、人的資本や知的財産、資金等の経営資源を各サービスへ効率的に配分することで、経営の機動力の向上を図ってまいります。

【業績の概況】

◎コンテンツプラットフォームサービス

コンテンツプラットフォームサービスでは、ユーザーがコンテンツを発信、拡散する UGCサービスとして、「はてなブログ」、「はてなブックマーク」などのサービスを展開し ております。

当事業年度においては、主力サービスとなっている「はてなブログ」の登録ユーザー数は順調に増加し、月間ユニークブラウザ数(注2)や、「はてなブログ」の個人向け有料プラン「はてなブログPro」などの課金売上についても、堅調に推移しました。「はてなブログ」においては、「はてなブログMedia」を活用した本格的なオウンドメディア構築よりも手軽な情報発信を要望するスタートアップ企業や、スモールビジネスを展開する企業のニーズの高まりに対応するため、使いやすい機能に絞ったうえで、戦略的な価格で「はてなブログ」を法人向けに提供する「はてなブログBusiness」が堅調に推移しました。有料課金サービスについては、ブログ形式で自社商品やサービスを発信していきたいと考える顧客の契約件数を着実に積み上げ、広告収入以外の収益基盤を育成してまいります。

コンテンツプラットフォームサービス上に掲載するアフィリエイト広告については、広告枠を提供したい数多くの広告媒体の運営事業者との間で、広告を出稿したい数多くの広告主を集めた広告配信ネットワーク(アドネットワーク(注3))が形成されるなど、関係者は年々増加傾向にあり、各事業者の関与の仕方は、多様かつ複雑なものとなっており

ます。このような事業環境の中で、前年同期においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う景気悪化懸念から、一部の業界における国内の広告出稿量が減少したものの、当事業年度においては、緩やかな回復基調にあるため、売上は底堅く推移いたしました。

その結果、コンテンツプラットフォームサービスの売上高は、487,389千円(前年同期は524,775千円)となりました。

◎コンテンツマーケティングサービス

コンテンツマーケティングサービスでは、BtoB向けストック型ビジネスとして、CMS (注4)である「はてなブログMedia」を活用したオウンドメディア(企業が顧客などに向けて伝えたい情報を発信するための自社メディア)の構築・運用支援サービスや、「はてなブログ」などのUGCサービスを活用したネイティブ広告、バナー広告、タイアップ広告などを展開しております。

当社が提供する「はてなブログMedia」について、Googleが業界各社と協力して開発を進める「モバイル環境でWebコンテンツの表示を高速化するプロジェクト」である AMP(Accelerated Mobile Pages)に国産CMSとしてはいち早く対応し、大手企業、ベンチャー企業を問わず、幅広い企業層に対してサービス提供実績を積み上げてまいりました。

デジタルマーケティングを目的としたオウンドメディアの開設が活発化している昨今の 市場環境において、フルサービスを提供する「レギュラープラン」はもとより、「ライト プラン」という販売価格面での戦略的提示により、顧客のオウンドメディアの新規開設を 推進したことや、「採用オウンドメディアプラン」として、自社で求める人材の獲得や、 働き方改革に関する情報発信や社員インタビューなど、採用マーケティングの一環とし て、採用を成功に導くための機能と、素早く安価にオウンドメディアを立ち上げられるプ ランを訴求し、顧客サイドのオウンドメディアの導入障壁をさらに押し下げた結果、新規 導入のメディア数が増加しました。前年同期においては、新型コロナウイルス感染症拡大 による景気悪化懸念から、当社UGCサービスに掲載されるネイティブ広告、バナー広告 などの広告売上、コンテンツ作成支援料について厳しい販売環境となりましたが、当事業 年度においては、ニューノーマルな時代におけるデジタルトランスフォーメーション (DX) の浸透に加えて、新型コロナウイルス感染症の発生初期段階において顕著であっ た、予算の縮減による広告需要の減少から、予算の確保による広告需要の増加へ、緩やか に回復基調へ転じ、売上は好調に推移いたしました。今後は、メディア当たり売上単価の 向上施策として、公式SNS運用やメディアコンサルティングなどのサービスを拡充してい くほか、記事制作や記事広告などのサービスに対する費用対効果を可視化していくこと

で、更なる売上成長を目指してまいります。

その結果、コンテンツマーケティングサービスの売上高は、795,489千円(前年同期は662,161千円)となりました。

◎テクノロジーソリューションサービス

テクノロジーソリューションサービスでは、受託サービスとして、顧客独自のネットワークサービスに関する企画、開発、運用の受託と、ビッグデータサービスとして、BtoB向けストック型ビジネスであるサーバー監視サービス「Mackerel (マカレル)」を展開しております。

Webマンガサービスに向けたマンガビューワ「GigaViewer for Web」については、 当事業年度においては、「サンデーうぇぶり」(サービス提供者:㈱小学館)、「&Sofa(ア ンドソファ)|(サービス提供者:㈱講談社)、「コロコロオンライン|(サービス提供者: (株)小学館)、「COMIC OGYAAA!!」(サービス提供者:(株)ホーム社)の4サービスに搭 載され、合計15社、搭載累計19サービスとなりました。2021年11月には、アプリマン ガサービスに向けたマンガビューワ「GigaViewer for Apps」の提供を開始し、「コミッ クガルド+ (プラス)」(サービス提供者:㈱オーバーラップ・プラス)に採用されまし た。ユーザー向けの各種機能に加え、サービス提供者のサービス運用コストの削減に貢献 する管理機能の継続的な機能開発の提供により、売上は堅調に推移いたしました。出版業 界の調査研究機関である公益社団法人全国出版協会・出版科学研究所の発表によると、日 本のコミック(マンガ)の2021年の推定販売額は、紙媒体と電子媒体を合わせた総額で 前年比10.3%増の6.759億円となり、2年連続で過去最高を更新しております。そのなか でも出版市場におけるコミックのシェアは40.4%で、初めて4割を超え、コロナ禍にお ける巣籠り需要がプラス効果となって市場規模が拡大しております。このような市場環境 において、「GigaViewer for Web」、「GigaViewer for Apps」の利便性や広告運用を 含めたソリューションは、顧客から評価されており、Web版、アプリ版ともにデファク トスタンダードの位置を築き上げるべく、導入拡大を推進してまいります。また、開発・ 運用料のみならず、レベニューシェア(広告・課金収益など)の収益拡大にも注力してま いります。

受託サービスについては、「収益認識に関する会計基準」の適用後は、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が、ごく短い場合の受託開発案件については、完全に履行義務を充足した一時点で収益を認識しました。ごく短い場合を除いた受託開発案件については、履行義務の充足につれて一定期間にわたり収益を認識しました。いずれの場合も、当事業年度において、Web小説サイト「カクヨム」

の収益還元プラットフォームの機能開発など、複数の受託開発案件で成果物の納品及び検収が完了しました。保守運用サービスでは、運用案件数の積上げにより、売上成長に繋がりました。

「Mackerel(マカレル)」については、AWS(アマゾンウェブサービス)のパートナー制度「AWS パートナーコンピテンシープログラム」において、「AWS DevOps コンピテンシー」認定を、当社が国内企業で初めて取得しております。さらに、「AWS Partner Network(APN)Award2019」において、「Mackerel(マカレル)」を通じたAWSへのビジネス貢献が評価され、「APN Technology Partner of the Year 2019 - Japan」を受賞いたしました。これにより、AWS(アマゾンウェブサービス)の中で、サーバー監視サービスとしての認知度が向上し、更なる導入実績の積上げを図ることができました。今後は、AWS(アマゾンウェブサービス)などの大手クラウドプラットフォーマーのサービスを活用している顧客が、「Mackerel(マカレル)」を簡単に利用、運用しやすくなる「インテグレーション機能」をさらに充実させることで、利用開始の心理的ハードルの引き下げに注力していくとともに、販路拡大のためのパートナー拡充にも継続的に取り組んでまいります。

2022年5月には、ソフトバンク㈱のクラウドサービス「ホワイトクラウド ASPIRE」のオプションメニューとして「Mackerel(マカレル)」が採用されました。また、展示会への出展などリアル商談の機会の縮小傾向は依然として継続していることから、オンライン展示会への出展やデジタルマーケティングを積極的に推進し、潜在顧客への効果的なアプローチに努めてまいります。

その結果、テクノロジーソリューションサービスの売上高は、1,780,300千円(前年同期は1,434,283千円)となりました。

【利益の概況】

中長期的な企業価値の向上への取り組みの結果、営業費用(売上原価と販売費及び一般管理費の合計)について2,738,273千円(前年同期は2,372,509千円)となりました。

主な増加要因は、レベニューシェアに伴う収益配分原価が増加したこと、主要3サービスの拡張と事業創出のため、人材投資を積極的に行ったことによります。人材への経営資源の配分は、当社が将来にわたり、競争優位性を確保するために、収益基盤の確立に向けた成長戦略投資として位置づけております。サービスの高成長を中長期的に実現していくために、エンジニアを中心とした更なる人材投資について、フレキシブルな対応をしてまいります。

営業外損益や特別損益については、受取利息及び配当金796千円の計上、為替差益

16,707千円の計上、投資有価証券売却益741千円の計上、支払利息520千円の計上、固定資産除却損10,816千円の計上、事務所移転費用3,347千円の計上などがありました。

以上の結果、当事業年度の売上高は3,063,179千円(前年同期は2,621,220千円)、営業利益は324,906千円(前年同期は248,711千円)、経常利益は342,635千円(前年同期は253,401千円)、当期純利益は240,222千円(前年同期は172,640千円)となりました。

- (注) 1. User Generated Contentの略。インターネット上で利用者自身がテキストや画像、映像などのコンテンツを発信することができる場を提供するサービス。
 - 2. ある一定期間内にWEBサイトにアクセスした、重複のないブラウザ数。1人のユーザーが何度でも同じWEBサイトを訪れても1人と数えられる。「訪問数」ではなく、「訪問者数」を表し、WEBサイトの人気や興味の度合いを判断する指標。
 - 3. アドネットワークとは、多数の広告媒体のWebサイトを束ねた広告配信ネットワークを形成し、それらのWEBサイト上で一括して広告を配信する手法であり、メディア運営者は、サイトページ上に広告枠のみをアドネットワーク事業者に提供し、掲載される広告が、システムにより自動配信される仕組み。
 - 4. Contents Management Systemの略。HTMLやCSSのようなWEBサイトの制作に必要な専門知識を必要とせず、テキストや画像等の情報を入力するだけで、サイト構築を自動的に行うことができるシステム。

【当社を取り巻く経営環境や想定されるリスク等】

新型コロナウイルス感染症については、感染力が強いとされるオミクロン株BA.5系統への置き換わりが進み、感染者の急増多発リスクが高まっております。また、ウクライナ情勢等による原材料価格の高騰、物流・供給の規制及び遅延等、今後の経済活動、事業環境、雇用情勢など先行きは、不透明な状況が継続しております。

『2021年 日本の広告費』(㈱電通)によりますと、「インターネット広告費は、継続して高い成長率を保ち、2兆7,052億円(前年比121.4%)に達し、マスコミ四媒体広告費の総計 2兆4,538億円を初めて上回った。インターネット広告媒体費(インターネット広告費からインターネット広告制作費および物販系ECプラットフォーム広告費を除いたもの)は、動画広告やソーシャル広告の伸びが成長を後押しし、2兆1,571億円(前年比122.8%)となった」とされております。このように、動画広告やソーシャルメディア広告が牽引する形で市場が拡大し、特にモバイル向け広告の成長が顕著となり、明るい兆しも見え始めております。

一方で、突然変異を繰り返し、新たな変異株が出現する新型コロナウイルス感染症の影響による景況感の不透明感から、広告出稿の取止めや予算縮小の影響は、依然としてあり

ます。当社を含め、広告媒体社の業績は、景気によって広告支出を増減させる広告主の動向により、景気変動の影響を受けやすい傾向にあります。これに伴い、広告支出額の比較的大きい産業部門の事業環境の変化が、今後の当社の業績及び財政状態に負の影響を及ぼす可能性があります。

また、「はてなブログMedia」や「Mackerel(マカレル)」といったBtoB向けストック型サービスについては、オンラインセミナーなどの開催、SNS広告の活用などによるマーケティング戦略の実施により、リード顧客の獲得や、既存顧客に対する丁寧なフォローアップに努めてまいります。

さらに、当社が保有するサービス開発力を、「はてなブログ」や「はてなブックマーク」などにおける機能開発や機能改善へ投下することにより、訪問者数の拡大を狙い、その結果として、有料オプション「はてなブログPro」の課金収入の伸長の実現や、ユーザー企業独自のネットサービスに関する企画、開発、運用を受託するサービス領域などで効果的に展開し、新たな収益機会の獲得を実現する好機とも見込んでおります。

当社は、収益機会を積極的に獲得するために、売上の立ち上がりを見通しつつ、新たな収益基盤の確立に向けた戦略的投資を継続してまいります。

経済的不透明感や危機感が継続することが予想される経営環境の中で、当社の資金の財源及び流動性については次のとおりであります。また、事業継続に対して万全の備えをする方針であります。

当社における事業活動のための資金の財源として、主に手元の資金と営業活動により獲得したキャッシュ・フローでありますが、資金の手元流動性については、現金及び預金1,703,156千円と月平均売上高に対し6.7ヶ月分であり、現下、当社における資金流動性は十分確保されていると考えております。

また、当社は事業運営上、必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本的な財務方針としており、金融機関からの借入により調達することを目的として、取引銀行4行との間で、総額1,400,000千円の当座貸越契約を締結しております。バックアップラインを確保し、資金の手元流動性の補完が実現しております。今後は、運転資金や設備投資の需要動向や、それに伴うキャッシュ・ポジションを精査しつつ、適切なタイミングで資金調達を実行してまいります。

なお、当座貸越契約の未実行残高は、1,400,000千円となっております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は100,500千円であり、その主な内容は、京都オフィスの移転に伴い、内装設備などの設備造作を施したことによる建物附属設備の取得等29,242千円、什器や業務用パソコン等の工具、器具及び備品の取得等33,320千円及び自社利用目的のソフトウエアの構築等43,106千円であります。なお、これらの所要資金は、主に自己資金で賄っております。

③ 資金調達の状況

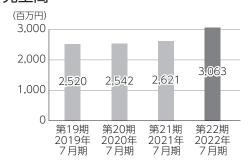
当社は、資金の機動的かつ安定的な調達に向け、取引銀行4行との間で、総額1,400,000千円の当座貸越契約を締結しております。なお、当事業年度末における借入実行残高はありません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

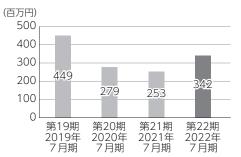
(2) 財産及び損益の状況

	区	分	第 19 期 (2019年7月期)	第 20 期 (2020年7月期)	第 21 期 (2021年7月期)	第 22 期 (当事業年度) (2022年7月期)
売	上	高(千円)	2,520,452	2,542,737	2,621,220	3,063,179
営	業利	益(千円)	452,442	276,811	248,711	324,906
営	業 利 益	率 (%)	18.0	10.9	9.5	10.6
経	常 利	益(千円)	449,507	279,106	253,401	342,635
当	期純利	益(千円)	327,630	190,688	172,640	240,222
1 档	当たり当期	鯏益(円)	113.65	64.78	57.74	80.03
総	資	産(千円)	2,310,246	2,339,119	2,609,617	2,973,479
純	資	産(千円)	1,881,269	2,102,515	2,291,407	2,444,881
1 杉	*当たり純資	産額 (円)	647.03	704.37	763.53	823.34
自	己資本上	と 率(%)	81.4	89.9	87.8	82.2
自己	資本利益率(Ro	OE) (%)	19.2	9.6	7.9	10.1
株	価 収 益	率 (倍)	34.2	30.0	24.0	16.0
営第	美活動による	C F (千円)	496,952	115,912	296,437	327,357
投資	資活動による	C F (千円)	△148,468	△203,497	△105,849	△43,917
財務		C F (千円)	21,812	32,991	6,923	△52,197
現金)	及び現金同等物の期	沫残高 (千円)	1,259,367	1,204,593	1,402,559	1,635,836

売上高



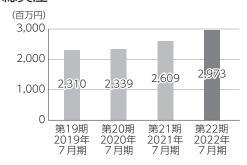
経常利益



当期純利益



総資産



純資産



1株当たり当期純利益/1株当たり純資産額



- (注) 1.1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき 算出しております。
 - 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)の適用に伴い、「財産及び損益の状況」に記載されている当期の数値については、当該会計基準を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況 該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、「インターネットテクノロジーカンパニー」として高い技術力をもった人材を豊富に抱え、数多くのサービスを世に送り出してきました。これからも技術力の向上や活用に一層 注力し、便利で質の高いインターネットサービスを提供してまいります。

また、当社が提供するサービスを通じて、質の高いインターネットコンテンツの発信や伝播を支援しています。楽しく役に立つコンテンツが増え、手に届きやすくすることで「より豊かなインターネット社会」を実現してまいります。その手段として、主要3サービスから構成される事業ポートフォリオにおいて、サービス相互のシナジー効果を最大限に活用しつつ、適切なリソース配分に努めてまいります。その結果として、売上高、営業利益及び経常利益を継続的に成長させ、収益基盤を確立し、企業価値の向上、株主価値の向上を目指してまいります。

これらのミッションを実現していくために、当社が対処すべき主な課題は、以下のとおりです。

① 新型コロナウイルス感染症等に伴う短期的な業績への影響

新型コロナウイルス感染症について、感染力が強いとされるオミクロン株BA.5系統への置き換わりが進み、感染者の急増多発リスクが高まっております。また、地政学リスクによる資源価格の高騰、世界的な半導体等の部品不足など、様々な景気下振れリスクが残り、先行きは依然として不透明な状況であると認識しております。

当社では、足許における新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴う景気の冷え込みを、業績に影響する課題として認識しております。この課題において、業績については新型コロナウイルス感染症の収束時期との関わりが強く、一定期間は負の影響を受けるものの、鎮まった後の回復は十分に見込めるものと捉えております。かかる状況下、新しい生活様式を意識した即応力のある経営が必要であるとの認識のもとに、感染防止策を徹底し、従業員の健康と安全の確保を図るとともに、コロナ禍における事業資金の確保及び事業継続に注力します。

② コスト管理の徹底と財務基盤の強化

新型コロナウイルス感染症は、突然変異を繰り返し、次々と新しい変異株が出現しております。その流行から2年半以上が経過したものの、依然として、経済や企業活動に広範な影響を与えております。当該事象がより長期化した場合に備え、販売費及び一般管理費などのコスト管理を徹底してまいります。財務面では、リスク・ファイナンスの一環として、複数の金融機関との間で、手元流動性の更なる補完に向けた交渉を必要に応じ継続してまいります。

③ 中長期的な成長を意識したサービスの展開

「はてなブログ」「はてなブックマーク」を始めとしたコンテンツプラットフォームサービスは、他のSNSなどインターネットで投稿・閲覧するサービスが普及し一般化していく風潮とともに、ユーザーがコンテンツを発信、拡散するサービスとして投稿数が今後も拡大する見通しであります。より競争優位性を確保するため、機能開発とマーケティング活動を継続してまいります。

コンテンツマーケティングサービスにおいては、BtoB向けストック型ビジネスである「はてなブログMedia」を成長事業として位置づけております。企業がインターネットを活用して動画、画像、テキストを提供し、潜在顧客の認知や興味関心を獲得する重要性がますます増加する見通しであります。デジタルマーケティング戦略や人材採用戦略において、オウンドメディアの活用がなされるマーケット傾向にあることから、潜在顧客に対しても、鋭意アプローチしてまいります。コンテンツ制作支援とともに、ネイティブ広告等の広告展開を実施することで、より収益獲得機会の拡大に努めてまいります。

テクノロジーソリューションサービスにおいては、マンガビューワ「GigaViewer」の 導入推進や、マンガ・小説投稿サービスを受託サービスとして受託開発・運営する事業の 展開のみならず、BtoB向けストック型ビジネスである「Mackerel(マカレル)」を成長 事業と位置づけております。サーバーの監視ツールは、クラウドサービスの市場拡大に伴 い、顧客のニーズが高まり、潜在顧客も大きく広がってきています。高い品質と安定した 運用を武器に、既存顧客・潜在顧客に対して鋭意アプローチしてまいります。

④ UGCサービス「はてな」の魅力の拡充

当社のUGCサービスは、スマートフォンの端末の普及・拡大によるインターネットアクセス手段の多様化や音声などの入力手段の多様化、アプリストアと呼ばれるソフトウェア流通の手法の革新、他のSNSの台頭など、技術環境やサービス環境の進化に大きく影響

を受けます。当社は、UGCサービスの新規機能開発やマーケティング活動の推進、新しいサービスの導入を適宜行っていくことでサービスの魅力を増大させて、投稿数や閲覧数を増加させていきたいと考えております。

⑤ 新規取引先の拡大と事業基盤の強化

当社は、コンテンツプラットフォームサービスにおいては検索エンジンや他のSNSにアクセスを依存しており、広告売上がそのアクセスに左右されます。BtoB向けストック型ビジネスである「はてなブログMedia」、「Mackerel(マカレル)」、マンガビューワ「GigaViewer」においては、サービスの利用継続について顧客の投資動向の影響を受けるため、特に売上高上位顧客の解約率を低く保つことが事業上重要となります。コンテンツプラットフォームサービス自体のアクセス増大に取り組む他、他社への営業活動を積極的に行い、新規取引先の拡大に努めることで、事業基盤の強化を図ってまいります。

⑥ 組織体制の強化

当社は、積極的に企業価値を拡大していくためには、優れたサービスを構築することができる専門的技術、知識を有した優秀な人材の採用を行うとともに、最大限に能力を発揮することができる組織体制の強化が重要な課題であると認識しております。このため、各事業フェーズに合わせ、即戦力となる人材確保を目的とした中途採用と、将来を担う社員の育成と組織の活性化を目的とした新卒採用を積極的に行ってまいります。

また、業界を牽引する人材の育成を重点課題と位置づけ、職種別研修の実施や、専門資格の取得支援、広い成長機会の創出・支援を行ってまいります。

さらに、年齢や国籍等に制限なく、高いスキルや潜在的な能力、情熱を持つ人材を積極的に登用し、適材適所を見極めながら事業状況に合わせた臨機応変な組織改編をスピーディーに行うことで、強固な組織体制を構築してまいります。

また、従業員が新規サービスのアイデアを自発的に具現化する施策を行うなど、従業員のモチベーションを喚起し、イノベーションを創り出す組織文化を追求してまいります。

⑦ コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社は、株主、顧客、従業員、取引先、社会等のステークホルダーに対する社会的責任を果たすとともに、企業価値の最大化を図るためには、各ステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明性が高く、公正かつ迅速で、果断な意思決定を行うための仕組みとしてのコーポレート・ガバナンス体制の構築と改善、強化が重要であると認識しております。業

容拡大に伴う業務の増大に対応して、内部統制の仕組みを改善し、全社への教育や啓蒙を 行うことで、より強固なコーポレート・ガバナンス体制を構築してまいります。

⑧ 知名度の向上

当社は、UGCサービスにおいて20年以上の提供実績を持ち、個人に対しては一定の認知度を有していると考えております。一方で、法人顧客に対しては認知度が十分ではないと考えております。セミナー開催や技術カンファレンスにおける登壇などを通じて、積極的な広報活動や宣伝活動を実施し、認知度の向上に取り組みます。

⑨ 技術革新や市場変化への対応

UGCサービスは、インターネット関連市場として、今後も技術革新や新たなサービスモデルにより、既存サービスの陳腐化、代替サービス、類似サービスの登場により競争の激化が起こると考えております。これらの変化に対応するために、市場動向を把握し、顧客企業にとって最適なサービス、ソリューションを提供し続けられるよう努めております。今後も市場のニーズを先取りした商品・サービスを開発し、市場の変化に対応してまいります。

⑩ ブランドセーフティへの対応

インターネット広告では、数多くの広告主により多くの広告配信ネットワークから広告が配信されることから、広告配信業者による審査をかいくぐった不正な広告表示や錯誤を誘発する広告表示が可能な状態となっています。当社は、当社UGCサービスにおける閲覧者にそのような錯誤を発生させないよう、広告取り扱いに関する社内方針を定めて社内レビュー体制を強化し、信頼性の低い広告配信ネットワークについては利用を止めるなど、該当する広告取引の減少に取り組んでまいります。

また、UGCサービスにおいては投稿者がコンテンツを投稿することから、コンテンツの種類によっては内容として適合しない広告を掲載するページが生成される可能性があります。そのような場合、広告を実施した事によって広告主のブランド毀損が発生する可能性があるため、このようなブランド価値毀損が発生しうる広告掲載を防止するブランドセーフティが意識されるようになってきております。当社では、広告主がブランド価値毀損を起こしにくいよう、UGCサービスにおけるページ内容と広告枠の適合性を高める技術を開発し推進すると同時に、投稿者が利用規約を遵守した投稿を行うような監視・サポート体制の構築・強化を行うことで、該当する広告取引の減少に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容(2022年7月31日現在)

事業内容	主 要 な サ ー ビ ス
UGCサービス事業	コンテンツプラットフォーム「はてなブログ」「はてなブックマーク」の開発・運営並びにコンテンツマーケティングサービス「はてな ブログ Media」・テクノロジーソリューションサービス「Mackerel(マカレル)」の提供等

(6) 主要な営業所(2022年7月31日現在)

本	店	東京都港区
本	社	京都府京都市

(7) 使用人の状況(2022年7月31日現在)

事業区分	使 用 人 数	前事業年度末比増減
UGCサービス事業	170 (38) 名	3名増(5名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。) は、年間の平均人員を()) 外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年7月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、企業の社会性を認識し、社会貢献活動を重要な責務として捉え、以下のCSR活動を 実施しております。

「預金を通じて、困っている人や団体を支援する」という活動のもと、SDGsに貢献できる 預金として「応援定期預金」を作成することで、定期預金の預入残高に一定割合を乗じた金額 を、取引先金融機関が、応援先(こどもの医療支援、こどもの自立支援、障がい者スポーツ支 援、環境保護の4つのテーマから選定)に寄付しております。寄付を通じて、重い病気や障が い等で長期入院するこどもたちを支援するなど、「支え合う気持ち」を繋いでまいります。

発行額の0.15%を、新型コロナウイルス感染症による影響を受けたこどもたちへの支援を行う団体への緊急支援及び経済的に困難な状況下のこどもたちを支える団体の基盤づくり(組織のデジタライゼーションや事業のオンライン化を含む)への寄付にそれぞれ充当する新発債券

の購入により、間接的に中長期的な支援をしております。

脱炭素社会の実現のため、取引金融機関が販売するESG志向の投資信託を購入し、信託報酬の一部を植樹プロジェクトに間接的に寄付することで、苗木を植えることができました。苗木は森林組合により保育管理され、いずれ大きな森へと成長すると思われ、サステナブルな社会の実現を支援してまいります。

(注) CSRとは、Corporate Social Responsibilityの略。持続可能な社会形成を目的として、企業が経済活動に加えて、社会や環境などの要素に向けても責任ある活動をすべきであるという概念。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況(2022年7月31日現在)

① 発行可能株式総数

9,800,000株

② 発行済株式の総数

3,020,000株

③ 株主数

1,865名

④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率(%)
近 藤 淳 也	973,274	32.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	118,800	4.00
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	113,100	3.81
楽 天 証 券 株 式 会 社	108,800	3.66
THE BANK OF NEW YORK 133595	87,000	2.93
中 村 剛	82,000	2.76
栗 栖 義 臣	70,000	2.36
株式会社SBI証券	66,302	2.23
J.P.MORGAN SECURITIES PLC	61,600	2.07
鈴 政 一 夫	48,400	1.63

- (注) 1. 信託銀行等の信託業務に係る株式数については、当社として網羅的に把握することができないため、 株主名簿上の名義で所有株式数を記載しております。
 - 2. 持株比率は、自己株式(50.536株)を控除して計算しております。
 - 3. 当社は、自己株式を50,536株保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。
 - 4. 上記株主の英文名は、㈱証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2022年7月31日現在)

	第12回新株予約権
発行決議日	2013年7月26日
区分	取締役(注)
保有者数	2名
新株予約権の数	408個
新株予約権の目的となる株式の数	40,800株
目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償
権利行使時1株当たりの行使価額	430円
権利行使期間	2013年 7 月29日から 2023年 7 月28日まで

⁽注) 社外取締役分は含まれておりません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況(2022年7月31日現在)

会社における地位				氏	名		担当及び重要な兼職の状況
代表	取締役	社長	栗	栖	義	臣	
取	締	役	大	西	康	裕	・組織・基盤開発本部長
取	締	役	\Box	中	慎	樹	・コーポレート本部長
取	締	役	毛	利	裕	=	
取	締	役	近	藤	淳	也	·株式会社OND 代表取締役社長
取	締	役	リチ	ヤート	・・チ	ェン	
監	査	役	柴	崎	真	_	
監	査	役	中	村	勝	典	・シティア公認会計士共同事務所 共同代表 ・株式会社アズ企画設計 社外取締役(監査等委 員)
監	查	役	砂 (田 旧 姓	有 佐	紀 藤)	・創・佐藤法律事務所 パートナー ・株式会社ディー・エル・イー 社外取締役 (監査等委員) ・株式会社ネットプロテクションズホールディン グス 社外取締役 (監査等委員) ・株式会社ココナラ 社外取締役

- (注) 1. 取締役リチャード・チェン氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役柴崎真一氏は、常勤監査役であります。
 - 3. 監査役中村勝典氏及び監査役砂田有紀氏は、社外監査役であります。
 - 4. 監査役中村勝典氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 5. 監査役砂田有紀氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 6. 当社は、取締役リチャード・チェン氏、監査役中村勝典氏、監査役砂田有紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - ② 事業年度中に退任した取締役及び監査役該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役が、その職務を 行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度 額としております。

④ 補償契約の内容の概要 該当事項はありません。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社取締役、監査役、執行役員、及び管理職・監督者の地位にある従業員、会計監査人(以下、「取締役等」という)を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である取締役等が、その職務執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害賠償及び争訟費用等を当該保険により、保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新をしております。なお、当該保険契約では、当社が取締役等に対して損害賠償責任を追及する場合は、保険契約の免責事項としており、また補填する額については限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

⑥ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

	報酬等の	報酬	対象となる			
役員区分	総額 (千円)	基本報酬	業績連動報酬 (賞与)	非金銭報酬 (ストックオプション)	役員の員数 (名)	
取締役 (うち社外取締役)	55,068 (2,484)	55,068 (2,484)	_	_	6 (1)	
監査役 (うち社外監査役)	9,644 (2,880)	9,644 (2,880)	_	_	3 (2)	
合計 (うち社外役員)	64,712 (5,364)	64,712 (5,364)	_	_	9 (3)	

- (注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - □. 当事業年度に支払った役員退職慰労金 該当事項はありません。
 - ハ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額 該当事項はありません。
 - 二. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2014年10月29日開催の第14回定時株主総会において、年額 1億3,000万円以内(うち社外取締役分は年額400万円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち社外取締役は1名)です。

監査役の報酬限度額は、2013年10月30日開催の第13回定時株主総会において、年額1,400万円以内(うち社外監査役分は400万円以内)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

⑦ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・社外監査役中村勝典氏は、シティア公認会計士共同事務所の共同代表として同事務所を 経営しております。また、株式会社アズ企画設計の社外取締役(監査等委員)でありま す。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・社外監査役砂田有紀氏は、創・佐藤法律事務所のパートナーとして同事務所を経営して おります。また、株式会社ネットプロテクションズホールディングスの社外取締役(監査 等委員)、株式会社ディー・エル・イーの社外取締役(監査等委員)、並びに株式会社ココナラの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

口. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待され る役割に対して行った職務の概要
取締役	リチャード・チェン	当事業年度に開催された取締役会19回のうち、19回に出席いたしました。当社の業務執行者から独立した立場で議案の審議や経営判断に必要な提言、IT業界での豊富な経験に基づく専門性を活かし、有益な発言を行っており、透明性の高い経営の実現に寄与するための適切な役割を果たしております。
監査役	中 村 勝 典	当事業年度に開催された取締役会19回のうち、19回に出席いたしました。監査役会16回のうち、16回に出席いたしました。公認会計士として専門的見地から、取締役会において意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	砂 田 有 紀 (旧 姓 佐 藤)	当事業年度に開催された取締役会19回のうち、19回に出席いたしました。監査役会16回のうち、16回に出席いたしました。 弁護士として専門的見地から、取締役会において意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
 - ① 公認会計十法第2条第1項の業務にかかる報酬等の額

23.500千円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の額の合計額

23,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査結果の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬 見積の算定根拠等について、その適正性、妥当性を検討した結果、会計監査人 の報酬等の額につき同意の判断をいたしました。
- (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備を基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定め、取締役会において決議しております。

- (1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、 「行動指針」「コンプライアンス規程」等を制定し、役職員はこれを遵守します。
 - ② 「取締役会規程」をはじめとする社内諸規程を制定し、役職員の職務の執行が法令及び 定款に適合するように担保します。
 - ③ コンプライアンス・リスク委員会を設置し、全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとることを促すとともに、研修等を実施することにより「コンプライアンス規程」の周知徹底を行います。また、内部通報制度を確立し、不適切な行為の兆候もしくは不適切な行為を発見した場合に、報告・相談できるルートを確保します。
 - ④ 役職員の職務執行の適正性を確保するために、社長直轄の内部監査担当を任命し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施します。また、内部監査人は必要に応じて会計監査人と情報交換を実施します。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。
 - ② 文書取扱主管部署は、当社の取締役及び監査役の閲覧請求に対して、いつでもこれら文書を閲覧に供せるように管理します。
- (3) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、「財務報告に係る内部統制の基本方針書」を定め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、適切かつ有効な評価ができるよう内部統制システムの構築及び適切な運用に努め、財務報告の適正性を確保します。

(4) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する権限と責任を有し、これに従い、リスク 管理に係るコンプライアンス・リスク委員会を設置し、多様なリスクを可能な限り未然に 防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備します。

- (5) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務の執行が行える体制を確保します。
 - ② 毎月1回の定例取締役会に加え、取締役会の意思決定に資すること、多様なリスクを可能な限り把握、対応するために執行役員を含めた経営会議を開催します。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人数を確保します。
 - ② 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価においても独立性に影響を与えないように実施します。
- (7) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
 - ① 取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び 情報提供を行います。
 - ② 監査役への報告・情報提供は以下のとおり行います。
 - ・取締役会での報告、情報提供
 - ・各部門長のヒアリング時の報告、情報提供等
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 代表取締役及び内部監査担当は、監査役と必要に応じて意見交換を行います。
 - ② 監査役は、取締役会をはじめ、経営会議等重要な会議に出席し、重要な報告を受け取ります。
 - ③ 監査役は、会計監査人とコミュニケーションを図ることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めます。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況等

当社は、反社会的勢力への対抗策として、「反社会的勢力対応規程」において「基本方針」を定め、秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切持たず、いかなる場合においても反社会的勢力に対し、金銭その他経済的利益を供与しないことを明示しており、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除することとしています。

反社会的勢力の対応につきましては、代表取締役が最高責任者として責務を負い、実質的な運用及び対応は総務部が対応統括部署となり、社内関係部門及び管轄警察署等との協力体制を整備し、有事に備えます。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議された「財務報告に係る内部統制の基本方針書」に基づき、当社の内部統制システムを整備運用します。

取締役の職務執行の体制については、取締役会は19回開催され、経営方針及び経営戦略などの経営に関する重要事項の意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行いました。また、各取締役は、重要な業務執行について協議を行う会議等を定期的に開催しました。

監査役の職務執行の体制については、監査役会は16回開催されました。また、各監査役は、取締役会や重要な会議等への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査担当者との定期的な情報交換によって、取締役の職務執行の監督、内部統制システムの整備運用状況を確認しました。

内部監査については、内部監査担当者は、監査役と連携しながら内部監査を実施し、定期的に代表取締役に報告しました。

また、経営及び業務執行の健全かつ適切な運営強化のため、コンプライアンス・リスク委員会を定期的に開催し、業務におけるリスク及びコンプライアンス違反行為等の早期発見に努め、必要に応じて、取締役会及び監査役会へ報告します。

合わせて、匿名性が担保された内部通報窓口を設置し、法令違反行為等の情報収集体制を整備しております。

貸借 対 照 表

(2022年7月31日現在)

(単位:千円)

科目	金 額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	2,383,052	流動負債	477,931
現 金 及 び 預 金	1,703,156	量 掛 金	32,009
	366,259	未 払 金	49,630
		未払費用	110,276
契約 資産	85,965	未払法人税等	47,460
有 価 証 券	27,968	未払消費税等	49,818
貯 蔵 品	777	契約負債	137,408
前払費用	171,405	預 り 金 そ の 他	48,146
る の 他		その他 固定負債	3,180 50,666
	27,520	 	50,666
固 定 資 産	590,426	負債合計	528,597
有 形 固 定 資 産	107,530	(純資産の部)	320,337
建物附属設備	70,844	株 主 資 本	2,427,551
工具、器具及び備品	36,685	資 本 金	238,774
無形固定資産	221,313	資本剰余金	205,838
		資本準備金	189,094
商標種	1,504	その他資本剰余金	16,744
ソフトウェア	205,095	利益剰余金	2,043,846
その他	14,713	その他利益剰余金	2,043,846
投資その他の資産	261,582	別途積立金	22,000 2,021,846
	-		∠,0∠1,046 △ 60,908
投資有価証券	139,586	□ □ □	±00,908 17,330
敷金及び保証金	69,957	その他有価証券評価差額金	6,095
長期預け金	12,002	繰延ヘッジ損益	11,234
	40,037	純 資 産 合 計	2,444,881
資産合計	2,973,479	負債純資産合計	2,973,479

損益計算書

(2021年8月1日から) (2022年7月31日まで)

(単位:千円)

		科		B		金	額
売			Ŀ	高			3,063,179
売		上	原	価			414,181
	売	上	総	利	益		2,648,998
販	売	費 及 び	一般管	理 費			2,324,091
	営		業	利	益		324,906
営		業	外 収	益			
	受	取利	息 及	び 配 当	金	796	
	有	価	証	券 利	息	479	
	為		替	差	益	16,707	
	助	成	金	収	入	450	
	そ		\mathcal{O}		他	320	18,754
営		業	外 費	用			
	支		払	利	息	520	
	支	払	手	数	料	330	
	そ		\mathcal{O}		他	175	1,025
	経		常	利	益		342,635
特		別	利	益			
	古	定	資 産	売 却	益	507	
	投	資 有	価 証	券 売 却	益	741	1,248
特		別	損	失			
	古		資 産	除却	損	10,816	
	事	務	所 移	転 費	用	3,347	
	そ		\mathcal{O}		他	1,242	15,406
	税	引 前		期 純 利	益		328,476
	法		住 民 税	及 び 事 業	税	76,483	
	法		税 等	調整	額	11,770	88,254
=	当 	期	純	利	益		240,222

株主資本等変動計算書

(2021年8月1日から) 2022年7月31日まで)

(単位:千円)

			株	主資	本			
			資本剰余金		利益剰余金			
	資本金		その他	資本剰余金	その他利	益剰余金	利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金	合計	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	合計	
当 期 首 残 高	234,754	185,074	16,744	201,818	22,000	1,828,987	1,850,987	
会計方針の変更による累積的影響額						△47,363	△47,363	
会計方針の変更を反映した当期首残高	234,754	185,074	16,744	201,818	22,000	1,781,623	1,803,623	
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	4,020	4,020		4,020				
当 期 純 利 益						240,222	240,222	
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	4,020	4,020	_	4,020	-	240,222	240,222	
当 期 末 残 高	238,774	189,094	16,744	205,838	22,000	2,021,846	2,043,846	

	株主道	資本	哥	評価・換算差額等				
	自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計		
当 期 首 残 高	△669	2,286,889	2,965	1,552	4,517	2,291,407		
会計方針の変更による累積的影響額		△47,363				△47,363		
会計方針の変更を反映した当期首残高	△669	2,239,525	2,965	1,552	4,517	2,244,043		
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行		8,041				8,041		
当 期 純 利 益		240,222				240,222		
自己株式の取得	△60,238	△60,238				△60,238		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			3,130	9,682	12,812	12,812		
当期変動額合計	△60,238	188,025	3,130	9,682	12,812	200,837		
当 期 末 残 高	△60,908	2,427,551	6,095	11,234	17,330	2,444,881		

独立監査人の監査報告書

2022年10月11日

株式会社はてな 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

^{插皮有限具性任具} 公認会計士 永 井 公 人 業務執行社員 公認会計士 永 井 公 人

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社はてなの2021年8月1日から2022年7月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠 しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書 類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

当監査役会は、2021年8月1日から2022年7月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び 第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制 (内部統制システム) について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に 報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、 損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしまし た。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年10月11日

株式会社はてな 監査役会

常勤監査役 柴崎真 一印

社外監査役 中村勝典 印

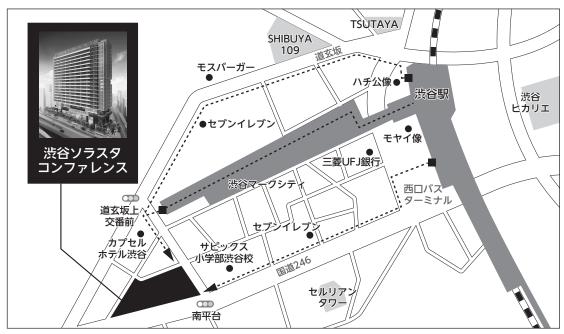
計分監查役 砂 田 有 紀 ^印

以上

	•	••••		

株主総会会場ご案内図

会 場: 渋谷ソラスタ4階 渋谷ソラスタコンファレンス4D 〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号



交通: JR山手線/JR埼京線/東京メトロ銀座線/東京メトロ半蔵門線/ 東京メトロ副都心線/東急東横線/東急田園都市線/京王井の頭線 各線 渋谷駅

JR渋谷駅「西口」から徒歩6分

JR渋谷駅「ハチ公口」から徒歩7分

JR渋谷駅直結 渋谷マークシティ4F「道玄坂上方面出口」から徒歩2分

※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。





